

寄 附 行 為

財団法人 熊本県スポーツ振興事業団

財団法人 熊本県スポーツ振興事業団

寄 附 行 為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人熊本県スポーツ振興事業団という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を熊本市平山町 2776 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、熊本県から体育施設の管理運営の委託を受け、その効果的運営を通して、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県から委託を受けた施設の管理運営
- (2) 体育・スポーツに関する相談、指導及び助言
- (3) 体育・スポーツに関する講習会、研修会等の開催
- (4) 施設の充実及び管理運営についての調査研究
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 補助金及び寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に、教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第12条 この法人の事業報告書並びに収支計算書、貸借対照表及び財産目録等は、理事長が作成し、監事の監査及び理事会の承認を経て毎会計年度終了後3月以内に、教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内（うち理事長1名、副理事長1名又は2名及び常務理事1名とする。）
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第18条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

- 2 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 3 副理事長は、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現任数及び評議員現任数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第22条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員)

第23条 この法人には、評議員6名以上10名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員は役員を兼ねることはできない。
- 4 評議員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 24 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第 25 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、速やかに、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合前 2 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 簡易な事項または緊急を要する事項については、理事長は、書面又は持ち回りの方法により全理事の可否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(議 事 録)

第 27 条 すべての会議には、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前3条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前3条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、互選により定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第30条 この法人の解散は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の許可を受けて、熊本県に寄附するものとする。

第7章 補 則

(事 務 局)

第32条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備付等)

第33条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の第1号から第5号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項の第7号の書類及び帳簿は3年以上保存しなければならない。

(委 任)

第34条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (昭和57年6月5日許可)

- 1 この寄附行為は、教育委員会の設立許可のあった日（以下「許可日」という。）から施行する。
- 2 この法人設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、許可日から昭和58年3月31日までとする。

3 この法人設立当初の役員は次のとおりとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、許可日から、昭和59年3月31日までとする。

理 事 長	沢 田 一 精	
副 理 事 長	藤 本 伸 哉	
副 理 事 長 兼 常 務 理 事	外 村 次 郎	
理 事	原 田 富 夫	清 田 幸 雄
	幸 山 繁 信	八 木 繁 尚
	吉 田 三 二	
監 事	堀 川 仁 雄	荒 木 時 弥

附 則 (昭和59年7月16日認可)

1 この寄附行為の一部改正は、認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和63年4月18日認可)

2 この寄附行為の一部改正は、認可のあった日から施行する。

附 則 (平成8年2月1日認可)

3 この寄附行為の一部改正は、認可のあった日から施行する。

附 則 (平成10年7月29日認可)

4 この寄附行為の一部改正は、認可のあった日から施行する。

附 則 (平成17年5月9日認可)

5 この寄附行為の一部改正は、認可のあった日から施行する。

附 則 (平成21年7月7日認可)

6 この寄附行為の一部改正は、認可のあった日から施行する。

